産業構造審議会知的財産政策部会 第38回特許制度小委員会 議事録

1. 日時・場所

日時:平成24年12月14日(金)10:00~12:00

場所:特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

大渕委員長、片山委員、亀井委員、澤井委員、髙部委員、竹田委員、茶園委員、中村委員、長谷川委員、山本和彦委員、山本晃司委員

3. 議題

- 1) 強く安定した権利の早期設定の実現に向けて(4)
- 2) 強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて(報告書案)

4. 議事内容

(1) 強く安定した権利の早期設定の実現に向けて(4)

- ・前回の審議会では、無効審判の請求人適格は、現行の「何人も」を維持して欲しいと申し上げたが、今回、資料にあるようにダミーによる無効審判請求が増加していることは非常に意外であった。真摯な請求人について利害関係の争点化がされることなく審理が進む一方、ダミー請求をなるべく排除する運用がきちんとなされることを前提にすれば、請求人適格を「利害関係人」とする(案1)も受け入れられる。一方で、その運用がどのようになされるのか心配な点があり、また、無効審判制度について幾つか論点が残っていることもあり、今回、結論を出さなくてもよいのではないか。報告書の書き方としては、(案2)のとおり、改めて無効審判制度全体の議論の中で、あるいは平成23年法改正の運用状況を注視していく中で出てくる論点とセットで議論していただきたい。
- ・資料1の5頁の「①制度の性格」、「②権利の早期安定、権利者の負担」、「⑤早期対応のインセンティブ」から考えると、無効審判の請求人適格は、原則としては、平成15年法改正前の状態に戻して、「利害関係人」に限定すべきという(案1)が適切ではないか。特に、現行の無効審判の請求人適格が「何人も」であることの弊害として、ダミー請求ができてしまうことは無視できない。平成23年法改正で一事不再理(法第167条)の第三者効を外したが、ダミー請求ができると、法改正の意味がなくなってしまう可能性がある。例えば、紛争解決手段として、当事者間で不争条項を含む和解が成立した場合でも、何人も無効審判を請求できるとすると、紛争の蒸し返しにつながるおそれがあり、ダミー請求の影響は無視できない。

しかしながら、無効審判は平成23年法改正により改正したばかりであり、今般の

付与後レビューの導入によって、無効審判におけるダミー請求の必要が実質的になくなることが達成できるのであれば、今の段階で、無効審判の請求人適格を変えるまでもないかもしれないので、(案2)もあえて反対はしない。

- ・結論的には(案 2)で行くほうがよい。付与後レビューは、公衆審査である情報提供 の延長線上にあり、無効審判との性格の相違などを考えると、付与後レビューは「何 人も」とし、無効審判は「利害関係人」とすることは、理論的には筋が通っていると 思う。ただし、今後の特許審査の状況や、付与後レビューを導入して、それが公衆審 査機能の喪失の救済という趣旨に沿った運用がなされるのか、もう少し見極める必要 があるのではないか。無効審判の請求人適格が「何人も」になってから、それほど長 い年月が経っているわけではないので、もう少し運用の実態を見てから議論するとい う意味で、(案 2) のほうがよい。
- ・当初から無効審判の請求人適格は「利害関係人」に限定すべきと申し上げており、今回の資料を見ても、やはりこの意見を変える必要はないと思っている。今回、強く安定した権利を早期に実現するために付与後レビューという、平成15年法改正前の異議制度とよく似た制度がもう一度新たに設けられることをきっかけに、無効審判制度の性格を整理してもらったところ、紛争解決というその制度趣旨からは、請求人適格は「利害関係人」に限定していただきたい。無効審判におけるダミー請求の問題について、裁判所に上がる事件では、個人による審判請求が多く、特許庁で一定の結論が出ても、さらに出訴されるという現象が起きていると思う。そこでは相手方がどういう方かよく分からないということを権利者側から聞くケースが何件もあった。せっかく平成23年法改正により法167条が改正されたが、ダミー請求の問題があるために、改正の趣旨を全うできないのであれば、請求人適格は「利害関係人」に限定して欲しい。(案2)のように問題を先送りするのではなく、ここで(案1)に決めて欲しい。
- ・結論としては(案1)に賛成。侵害訴訟の実務に携わっていると、ダブルトラックを 初めとして、どちらかというと権利者側に不利であるので、無効審判の請求人適格を 制限して、少しでもバランスをとるほうがよい。訴訟にかかる場合、被告側として、 非常に言いにくいことをダミーを使って言うこともあり得ないわけではないが、制度 全体のバランスを考えたときには、それは好ましくなく、自分の立場を鮮明にするこ とが公平だと思う。したがって、(案1)のほうがよいと思う。
- ・個人的には(案 1)に賛成。無効審判のダミーの問題について、個人による無効審判 や審決取消訴訟で、明らかにメッセンジャーで、当業者ではないのに当業者だと言う 相手方と戦った経験をしているので、これはいかがなものかと思う。使い勝手や利用 のしやすさも考慮する必要があるが、全体の法体系の中で、無効審判制度をどう位置 づけるかということを法律的な考えで決めるべき。法律の専門家の意見に従いたい。

・昭和の時代のように、ドイツ型の制度を前提として、無効の抗弁ができず、無効審判でしか争う手段がないということであれば、万人に及ぶべき特許権については、万人に無効審判の請求人適格を与えるべしということはほぼ必然的に出てくるロジックであった。しかし、平成 16 年改正法以降は無効の抗弁ができるようになり、ドイツ型とは全く違って、抗弁するだけならば無効審判を使う必要はなく、無効の抗弁を出せばよいから、あえて無効審判の請求人適格を「何人も」と広くとる必要はなくなった。また、ドイツ型と思われていた昭和の時代も、条文には明記がなく、学説では「何人も」とする説は強かったが、東京高裁の判決も特許庁の運用も「利害関係人」に絞っていた。恐らく利害関係人は、狭くなく、抗弁できるような人は大体肯定されて、納得できるような範囲で利害関係人が設定されていたのではないかと思う。今度、利害関係人ということにすれば、当時の判例が全然違う形で非常に狭まるということはないと思う。平成 15 年法改正により「何人も」とした請求人適格を変えるというドラスティックな感じがする反面、昭和 34 年法から平成 15 年までの長い間、「利害関係人」としてやってきたことに戻すだけだと考えれば、請求人適格を「利害関係人」とすることは違和感がない。

付与後レビュー制度をクリアな形で性格付けるためには、無効審判とセットにして考える必要があり、無効審判の性格付けを先送りにすると、付与後レビューの性格付けも曖昧になってしまう。そのため、付与後レビューは公衆審査、無効審判は紛争処理とはっきり性格付けて、公衆審査は当然「何人も」で、紛争処理的なものは「利害関係人」とすることは、理屈としても通っている。

(事務局)

- ・無効審判における請求人適格の存否について、2000年から2003年の間に25件の審決で判断が示されていたと資料1で説明したが、そのうち5件は個人による請求で、利害関係が争いになっているので、利害関係があるか審尋したところ、応答がなかったものがほとんどで、利害関係なしとして請求却下された。あとの20件は企業による請求で、いずれも利害関係があると認められた。実際に係争関係にあるだけではなく、同業者であって同じようなものを作る可能性がある、あるいは同じようなものについて特許を出して取っているというものでも、特許庁では利害関係が広く認められていた。最終的には裁判所の判断によることになるが、2件ほど裁判所に上がり、利害関係について特許庁の判断が支持された。大正10年法下においても、昭和29年に無効審判の審決がされたもののうちの4割以上で利害関係があるかどうかということが書かれていて、そのほとんどで利害関係が認められていた。このように利害関係について広く運用されていた。
- ・民事訴訟法から見ると、歴史的経緯において、「利益なければ訴権なし」という民事 訴訟法の原則が根拠として引用されていて、これ自体はそのとおりで、その利益の広 い狭いは制度によってあると思うが、全く利益のない人に対して裁判所に訴える権利、

当事者適格を認めることは、極めて例外的な行政訴訟や民衆訴訟と言われる専決訴訟というようなもので、民事訴訟法の世界から見れば、無効審判の請求人適格を「何人も」とした平成 15 年法改正は非常に例外的な制度を作ったという感じがする。そういう意味では、(案1)は、原則に戻るということなので、違和感はない。ただし、平成 15 年法改正で、かなり異例とも思われる政策判断により、何人にも請求人適格を認め、結果として訴権まで全ての人に一旦与え、今回、(案1)を採用すると、一旦与えたものを 10 年位で奪うことになるというところがどうなのかが気になる。もちろん特許の世界は、非常に変転の早いスピードのある世界なので、10 年はかなり長い期間になるかもしれないという印象であるし、また、一度、こうした政策判断はしたが、ダミーの問題という、当時必ずしも想定できなかった実務的に大きな弊害が現実に出ているということであれば、制度を改めることをはばかる必要はない。

- ・無効審判制度ではもともと「利害関係人」と解釈されていたところ、異議制度を吸収 したから「何人も」になっただけで、またこれを外すという場合、奪ったというより は、吸収したものを戻したという理解ではないかと思う。
- ・先に、付与後レビューは「何人も」とし、無効審判は「利害関係人」とすることは、 理論的には筋が通っていると思うと述べたが、この法理論的な整合性を持ち込むので あれば、なぜ付与後レビューを復活させるのかということのほうがそもそも問題だと 思っている。余り急いで事を仕損じないように、もう少し先の見通しをしっかり立て てやらないと制度的にちぐはぐすることになるので、(案 2)にあるような状況を踏 まえた上で、それを見極めた上で制度を見直すことも一つの選択肢ではないか。
- ・見通しが甘かったと言われるかもしれないが、平成 15 年当時は、まさか審査順番待ち期間を 11 か月にする目標が実現するとは誰も思っていなかったと思う。今までの経緯からすると、異議申立てと無効審判の二つの別の制度を、一旦くっつけて外すという際に、一方は復活して、もう一方は元に戻さないということはおかしいのではないか。制度を付けたり外したりするときには、整合性をもってやらないといけない。 異議制度と無効審判をくっつけて一体化したのだから、外すときにも一体的な考え方をせざるを得ないのではないか。
- ・実際に欧州で異議申立てをされた経験からは、無効審判は本当の喧嘩みたいなものであり、異議申立ては小競り合いだというように理解している。異議申立てによる小競り合いに時間がかかって、無効審判でも時間がかかるということになると、制度を2つに分けた意味はどこにあるのかということになる。最終的にはスピードの問題なので、2つに分けたら時間が倍かかるということがないようにしてもらいたい。
- ・本来の筋から言うと、付与後レビュー制度の導入と無効審判制度はセットで議論して

おかないといけない。また、今回の審議会の表題にある、強く安定した権利ということから言えば、無効審判のダミー請求の問題が出てきて、これが残ることはおかしいので、(案1)で行くことがよいだろう。(案2)では、いつ決着がつくか分からない。

- ・異議制度が復活し、無効審判は何人もできるということでは、権利の安定性の面から 見ると、権利を潰すほうばかりにバイアスがかかってバランスがやや悪い。今回の、 強く安定した権利ということからは、全体のバランスとしても(案1)のほうがいい 感じがする。
- ・当初から、(案2)の方が適切であると思っている。ただし、ダミーというか、個人による無効審判請求の件数が思っていたより多かったことには少し驚いた。強く安定した権利はもちろん必要であり、また、平成 15 年法改正前にはこうで、平成 15 年法改正で異議申立てと無効審判の制度を統合し、今回、付与後レビューを導入した場合には、平成 15 年法改正前に戻す、という考えも理解できる。しかし、無効審判は、本来的に「何人も」請求できるべきだと思っており、平成 15 年法改正前のほうがおかしくて、今のほうが望ましい状態だと思っている。付与後レビューを導入すると、特許権を攻撃する側の武器が増えるということ自体はそのとおりなので、強く安定した権利を維持するということ全体は考えなければならない。しかし、今回、付与後レビューを入れることで、攻撃する側の武器が増えるから、無効審判のほうを少し狭めるとか、そう単純にはならないのではないか。本来的には無効審判は「何人も」請求できるべきだと思うが、全体のバランスも重要なので、先送りと言われるかもしれないが、無効審判制度全体をきちんと整理し直すことはすべきだと思う。
- ・今般の異議制度は、平成 15 年法改正後の新無効審判に新たな制度を加えるものではなく、装いを改めて平成 15 年法改正前の状態に戻ることと理解しており、平成 15 年法改正前の状態がおかしいと言われると議論にならない。利害関係の全くない人が無効審判を請求でき、裁判所に出訴できることはおかしいと思う。せっかくダブルトラックを少しでも整備しようと、法第 104 条の 4 や第 167 条も入れたのに、今回、異議制度を入れながら、無効審判は現行どおりであるとすると、平成 23 年法改正の趣旨を没却することになる。また、商標法は平成 15 年法改正の際に特許法に追随しなかったが、特に問題が起きているとは思わない。そういうこととのバランスから言っても、利害関係人に限定すべきである。そして無効審判制度そのものの在り方については、今後是非見直すべきと思うが、できることはすぐにやるべき。異議制度を復活する今こそが請求人適格を議論する最良の場と思うので、先送りすべきではない。
- ・先送りするという趣旨で述べたわけではなく、無効審判制度はいろいろ問題があると したら、それは今後検討すべきであるということで、例えば、存続期間終了後に無効 審判ができるということが本当に適切かどうかと思っている。今般、付与後レビュー

制度を導入するということは、平成 15 年法改正前に戻すということではないと思っていることは前回も述べたとおりで、仮に戻すということだとしても、平成 15 年法改正前が本当に妥当かどうかというと、妥当ではないと思っているということである。

(委員長)

・無効審判の請求人適格について議論いただいたが、検討の方向性として示された2つの案のうち、基本的な方針としては、(案1)を支持する意見が多数あったと理解する。適切な運用がなされること、また、無効審判の在り方については次のステージでやる、という前提で、(案1)が了承されたものと考える。

(2) 強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて(報告書案)

・運用上の問題として、例えば、申立期間内に申立てが何件か出て、その期間内に無効 審判も請求された場合、審判手続の運用はどうなるのか。

(事務局)

- ・無効審判と付与後レビューとで、申し立てられている請求項が違う場合等、これから 運用については詰めていくが、基本的な考え方としては、無効審判の請求があった場 合には、付与後レビューの審理を中止し、その上で、合議体で、中止された付与後レ ビューにおける取消理由や申立理由についても加味して審理を行う必要があれば、無 効理由通知を出すという形で、内容的には一括して無効審判手続の中でできるように したいと考えている。ただし、これは原則であり、付与後レビューの審理が大分進ん でいる段階で無効審判の請求があって、付与後レビューの結論を先に出すほうが合理 的であるという場合には、付与後レビューのほうを優先することもあり得ると思う。 今後詳細をきちんと詰めて、審判便覧等でも明らかにしていく。
- ・基本的には無効審判を優先して統合するということになると、審決だけが出て、異議 決定は出ないということになり、異議申立人と無効審判の請求人が同一の場合は、異 議決定をもらえるが、別人である場合は、異議申立人には異議決定は来ないというこ とになるという理解でよいか。

(事務局)

- ・中止した付与後レビューについては、後で再開されることになる。このとき、無効審 判で無効とされた場合には、客体がなくなるので、申立却下になると思う。
- ・無効が確定したら却下でもいいが、まだ確定していなくても同じか。

(事務局)

- ・無効審判で維持という判断になれば、付与後レビューのほうは継続して審理すること になるが、無効審判で十分に審理されていると、恐らく同じ結論になるだろう。
- ・無効審決が出たら、それと同じ異議決定が出るということか。

(事務局)

- ・中止したタイミング等によって、もし申立人に意見を述べていただく機会が必要であれば、機会を与えることも想定される。今後具体的な運用を詰めていきたい。
- ・資料2の19頁のフロー図で、従前の制度と最も異なる点は、申立人が意見を提出する機会が設けられていることだと思う。付与後レビューを中止してしまうと、申立人は意見の提出ができない状態で無効審判について結論が出ることになるが、異議申立人が無効審判の請求人と別に存在するときも、中止が原則となるのか。中止をして問題となるのは、無効審判で訂正の請求がされたときに、もう一人の異議申立人に、意見を提出する機会や訂正があったということが行かない可能性があるということだが、細かい話なので、そのあたりをよく検討していただきたい。
- ・異議申立てと無効審判が同時に提起された場合に想定される実務上の問題が多くあろうかと思うので、特許庁は、応用問題について分かりやすく検討結果を示して欲しい。
- ・付与後レビュー制度は、運用によって魅力が高くも低くもなり、その一つとして、濫用防止に余り重きを置かないような運用をして欲しい。例えば、従前の付与後異議申立制度のガイドラインでは、詳細な記載を求めていたが、実際には、2、3の証拠文献を出せば、一見して進歩性がないと思われるケースもあるので、そういった場合には簡単な理由でも大丈夫だとわかるように、配慮していただきたい。必要以上に詳細な説明、手続が求められると、コストがかかり、申立てをする側にも差し支えが生じて魅力が下がることにもなりかねない。

(報告書案の採決)

(委員長)

・報告書案の本項目「I.強く安定した権利の早期設定の実現に向けて」の方向性に関して、無効審判の請求人適格について、(案1)を採用した形で御了解を得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

・それでは、本小委員会として、本項目について御了解いただいたものと認めます。 「Ⅱ. ユーザーの利便性向上」及び「Ⅲ. その他」の方向性について、特に御質問・御意見もありませんので、報告書案のとおり御了解が得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

・それでは、本小委員会として本項目について御了解いただいたものと認めます。御了解いただきました本案をもちまして、今後、パブリックコメントを開始したいと思います。なお、パブリックコメントを付すに当たって、技術的修正などが必要になった場合につきましては、委員長である私に一任をいただければと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

以上

- <この記事に関する問い合わせ先>
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL: 03-3581-1101 内線 2118
 - FAX: 03-3501-0624
 - E-mail:お問い合わせフォーム